

子ども家庭相談員（会計年度任用職員）採用試験実施要項

令和6年3月
府中市

概要

この採用試験は、子ども家庭相談員（会計年度任用職員）の採用候補者を決定するために実施するものです。

募集人数	若干名
採用予定日	令和6年6月1日付
試験申込期間	令和6年3月25日（月）～4月12日（金）
試験申込場所	子育て世代包括支援センター「みらい」（郵送可）

1 募集人数及び受験資格

職名	募集人数	受験資格
子ども家庭相談員	若干名	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、児童福祉司任用資格、保健師のいずれかの資格をもつ人 ※ 実務経験又は普通自動車運転免許をもつ人が望ましい。

※ 地方公務員法の規定により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験申込手続

(1) 実施要項の配布

配布期間	配布時間	配布場所
令和6年3月25日(月) ～4月12日(金)	午前10時00分 ～ 午後6時00分	子育て世代包括支援センター「みらい」

(2) 試験申込

期 間	受付場所及び郵送先
令和6年3月25日(月) ～4月12日(金)	<ul style="list-style-type: none">・受付場所 子育て世代包括支援センター「みらい」・郵送先(令和6年4月12日(金)必着) 〒183-0023 府中市宮町1-4-1 フォーリス3階 子育て世代包括支援センター「みらい」宛て ※ 封筒の宛名面に「試験申込書類在中」と記載すること

(3) 試験申込に必要な書類

- ア 履歴書 必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した上半身・脱帽のカラー写真を貼ってください。
※ 日中に連絡可能な電話番号を必ず記入すること
- イ 資格証等の写し 受験資格を満たす資格証・免許証の写し
- ウ 小論文 テーマ「養育困難家庭における相談員の役割について」800字以内
※ 様式は自由、自筆・ワープロのどちらでも可

(4) その他

- ア 申込に関する提出書類に不備がある場合、申込を受け付けないことがあります。このために生じた申込の遅延については一切責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- イ 申込に関する提出書類は、お返しできません。

3 試験日程等

(1) 論述試験

試験申込時に提出された小論文を対象とします。試験結果は、合否にかかわらず郵送による文書にて通知します（4月中旬頃を予定）。

(2) 面接試験

論述試験の合格者についてのみ実施します。試験日時及び試験会場は、論述試験結果と併せて通知します（4月下旬頃を予定）

(3) 最終試験結果

試験の成績に基づき、合格者を決定し、その合否にかかわらず郵送による文書にて通知します（5月上旬頃を予定）。

(4) 採用予定日

令和6年6月1日付を予定しています。

(5) その他

「履歴書」の記入内容に虚偽があった場合や、所定の受験資格を満たしていないことが判明した場合には、採用されないことがあります。

4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 職名

子ども家庭相談員

(3) 勤務場所

子育て世代包括支援センター「みらい」（子ども家庭部子ども家庭支援課）

(4) 業務内容

児童家庭相談業務等

(5) 任用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

※ 令和7年4月以降も職が継続して設置される場合、再度の任用に4回まで申し込むことができます。

(6) 勤務時間

次の形態で日曜日～土曜日のうち、週4日

ア 午前8時30分～午後5時15分（実働7時間45分）

イ 午前9時30分～午後6時15分（実働7時間45分）

※ 土日勤務については3か月に1回程度で相談可能です

(7) 休日・休暇等

ア 週休日は所属長の定める日とし、年末年始は休日とします。

イ 休暇は年次有給休暇（初年度は7日）のほか、病気休暇、慶弔休暇などの特別休暇があります。

(8) 報酬月額

249,500円（予定）

※ 別途、通勤手当相当分、期末手当等が支給されます。

※ 採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

(9) 服務義務等

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限、懲戒処分の対象となります。

(10) 社会保険等

東京都市町村職員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険及び雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

(11) 福利厚生

府中市職員互助会に加入できます。また、年1回健康診断を実施します。

【問合せ先】

府中市子ども家庭部子ども家庭支援課相談担当

〒183-0023 府中市宮町1-41 フォーリス3階

電話 (042) 319-0072 (直通)

ホームページアドレス <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>